

日本スポーツ法学会

会報

第 6 号

発行人 千葉正士
編集人 濱野吉生

日本スポーツ法学会事務局

〒三五九 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一―一五

早稲田大学人間科学部濱野研究室内

(電話) 〇四二九(四九) 八一一一 内三七一三(研究室)

〇四二九(四九) 八一一一 内三四二九(学科室)

(FAX) 〇四二九(四八) 四三二四

第三回大会開催の

お知らせ

本年二月一六日(土)、新宿区
西早稲田の早稲田大学国際会議場
において、日本スポーツ法学会第
三回大会を開催いたします。大会
では、自由研究発表、会務を処理
するための定期総会、「スポーツを
めぐる契約の諸問題」をテーマと
する基調講演、シンポジウムをも
つことを予定しております。その
詳細につきましては、一〇月中旬に
会員各位にお送りいたします。

なお、自由研究発表を希望され
る会員は、別紙の「発表要項」にし
たがい、事務局にお申し込みくだ
さい。

スポーツ基本法研究専門委員会 第一回研究会報告

スポーツ基本法研究専門委員会
の第一回研究会が、五月一三日
(土)に早稲田大学人間総合研究セ
ンター分室A会議室で開催された。
出席者は一一名であった。

今回は「各国のスポーツ法制の
現状」というテーマで、三名によっ
て諸外国のスポーツ法の紹介が行
われた。まず徐相玉会員(中京大
学)が、韓国のスポーツ法として
「韓国国民体育振興法の制定背景と
内容分析」について報告を行った。
続いて小林真理会員(早稲田大学)
が、ドイツのスポーツ法として「ベ
ルリン州スポーツ振興法」「ライン
ラント・プファルツ州スポーツ振

興法」について報告した。最後に
齊藤健司会員(慶応義塾大学)が、
フランスのスポーツ法として「身
体的およびスポーツ的活動の組織
および促進に関する一九八四年七
月一六日の法律第八四一六一〇号」
について報告した。

まず、徐会員の報告によれば、
韓国国民体育振興法は、五・一六
軍事革命(一九六一年七月一六日)
によってできた革命政府が行った
数多くの法律の制定・改正作業の
一つであった。当時、国民の体位
向上は国家百年の大計として捉え
られ、「国民体育を振興すること
によって国民の体力を増進させ、健
全な精神を涵養し明朗な国民生活
を営ませる」ことが要求され、そ
のために基本法が誕生した。制定

当時の体育は、①民族中興と祖国
近代化のための意欲的で進取的な
人間形成の体育、②身体運動の奨
励・生活化による民族健康のため
の体育、③産業開発の基調となる
ための体育という特性を持ってい
た。しかし、このような背景で成
立した振興法は、日本のスポーツ
振興法とほとんど同じものであ
った。

現在まで度重なる改正が行われ
たが、一番大きな改正は、一九八
二年に同法の「目的」として、「ひ
いては体育を通して国威宣揚に資
することを目的とする」という文
言を加えたことであった。これは、
スポーツを通じて国を活かすとい
う考えで、国家による体育・ス
ポーツ振興の現れであった。

次に、小林会員の報告によれば、ドイツでは、連邦ではなくいくつかの州がスポーツ振興法を定めている。その振興法のどれもが施設・設備のための規定が中心であり、またそれらはみな一九七〇年代に成立しているということであった。それらの中で、ベルリン州スポーツ振興法は一九八九年に改正されているが、その特徴としては、対象とする範囲が広がったことが上げられる。ただし、同法がどのような背景で改正されたのか、またこの振興法が社会にどのような影響を与えたかについて検討することは、今後の研究課題とすることであった。

最後に、斉藤会員の報告によれば、フランスのスポーツ基本法は、団体と個人、団体と団体などによる契約や利害関係に関わる紛争を解決するために、関連する判例の影響を受けて成立したが、一九九二年には大改正が行われた。同法の特徴は以下の通りである。すなわち、まず第一条で「身体的およびスポーツ的活動の実践は、性別、年齢、能力または社会的条件が異なるものであろうとも、各人にとって一つの権利である。」と、権

利宣言を行っている点である。第

二に、全五二条において非常に細部にわたり、かつ大変幅広く規定されていることである。すなわち「身体的およびスポーツ的教育」「スポーツ非営利社団およびスポーツ会社」「スポーツ連盟」「地方公共団体の役割」「企業、職業教育の研修および国民役務における身体的及びスポーツ的活動」「高水準スポーツ」「医学上の監督および保険」「スポーツ施設」「スポーツ施設およびスポーツ行事の安全」「スポーツと関連のある職業教育および職業」などについてである。

興味深いことは、フランス、ドイツについては市民の権利義務から論じられているのに対して、日本と韓国では国の政策として論じられていることである。この点は、今後新しいスポーツ基本法を考えていく上での課題の一つであると考えられる。

今後の研究会の進め方については伊藤堯副会長から、「既にいくつかの団体で同様の動きがはじまっているので、他の団体と連携することも視野に入れながら、できるだけ早い時期にスポーツ基本法の構想を発表するべきだ」という提言

がなされた。

最後に、第二回研究会を九月三〇日(土)に開催すること、そして詳細を七月二二日(土)に行われる三部会合同研究会の際に告知することを確認して散会した。

なお、本委員会の研究会へ参加を希望する方は、事務局である斉藤健司会員(慶応義塾大学体育研究所 電話〇四五―五六三―一内線二七五〇)にお問い合わせ下さい。

(森 浩寿 記)

随想 スポーツ法と

スポーツ法学

常識では、法学は法の学問だから法そのものと違う。だが他方で、法の意味を理解しその効用を發揮するには専門的な知識が不可欠だから法はその知識すなわち法学と同時存在だと知れば、法と法学は一体で区別する必要がなくなる。だから英語の Law はその二つの意味をあわせ持つ。

スポーツ法学も、法学と称するのだからそれと同様に、その意味がスポーツと違ふこともあるが、

同じこともあると言いたくなるが、実はそうはならない。むしろ、スポーツ法学をスポーツ法そのものと同視してしまつては、スポーツ法学をわざわざ持ち出す意味がなくなる。

事実問題として、裁判官や弁護士が法をよく知って使うという理由で同時に法学をマスターしていることにもなるのに対して、スポーツの上手な人は同時にスポーツ法の通曉者なのにスポーツ法学者だと言われることなどない。法学の場合となぜそう違うのだろうか。

違いはまずスポーツ法の意味にある。法がスポーツ振興法や民法・刑法などスポーツに関する国家法だけをさすならば、そのスポーツ法は法学と不可分だから法と法学の関係と同じように見える。しかしこの場合は、学者は法学者であればよく特別にスポーツ法学者である必要はないと言ってもいいし、スポーツ人にとってはスポーツ法学がスポーツを楽しむのに直接には不可欠でもない。

スポーツを楽しむというのは、その三本質を發揮ないし享受すること、すなわち特定の「身体的行動

による競争」を特殊な「象徴的様式」として「一定の規則」つまりスポーツ固有法言いかえればスポーツルールとスポーツ団体協約とのもとで行うことである。スポーツ人はスポーツ法学者でないのに、だれでもこのスポーツ固有法をよく知って使いこの本質を楽しんでいる。

要するに、スポーツは特有の固有法によって成立するのに、国家法も法学もこれを法として取り扱うことをしてこなかったので、さきの違いは必然なのである。だからこそ、スポーツ固有法の法としての性質と、それをバックアップする国家法の役割とが、学問としては特殊なスポーツ法学を、そして研究者としては特殊なスポーツ法学者を必要とすることになる。それに、スポーツ固有法は世界市民の共通法でもある以上、国際法も要る。

そういうわけでスポーツ法学は、その二種の法とその相互関係を研究する特殊な法学だから、その意味ではスポーツ法の学問には違くないが法学というだけではたりない。スポーツ法は固有法を本質とする以上、法を国家法だけに限る

法律学の手法ではかなわず、端的に言えば、非国家法であるスポーツ固有法の研究には法社会学が、それが護るスポーツの象徴的様式の研究には法人人類学が要る。

スポーツ法学はひとまずそれでできあがる。が実はそのさきにもう一つ問題がある。スポーツ法がスポーツに関する法であることはいいとして、スポーツとは何かを決めておかないとスポーツ法の意味も決まらないことになるからだ。これは私の能力に余る難問だが、スポーツ法を確認する必要の範囲では何とか回答を用意しなければならぬので、上記の三本質にてらして少々探ってみよう。

まず日本で伝統の武道は、武家時代の実態や戦後に一時禁止された理由では実用目的だったが、現代では象徴的目的に転換して三本質をそなえているから、スポーツの範疇に入る。その「道」の精神は単なるスポーツとは違うという意見はあるが、それもスポーツ法理念の一種だから、現代武道も古武道も固有法によるスポーツである。他の蹴まり・綱引き・羽根突きなども同様である。

囲碁・将棋・かるた・マージョ

ン・チェス ランプ・歌合わせ・句合わせ・香合わせなど室内競技といわれるものは、身体的行動という本質を欠くからスポーツではない。しかしいずれも競技を本質としそのための固有法によって成立するから、その固有法はスポーツ法とは違うが同類である。歌舞や書画、生け花・菊作りその他百般の技芸も、コンテストとなると団体協約でルールを定めてそのもとで競争する点では一種の固有法を持つが、身体的競技が本来の目的でない以上スポーツの本質を欠く。だが、コンテストのルールはスポーツルールにも参考資料となるろう。

難しいのは、レクリエーション・遊戯・遊びなどと言われるものである。いずれも、自由人として非日常的な屋外活動を楽しむ目的はスポーツと共通だが、勝敗を争う競技まして格闘精神は目的ではなく象徴性も薄く規則もルーズな点である点では違い、英語のスポーツ・アンド・レクリエーションの用語がこの異同をよく表現している。それらにはルールや団体協約はあっても普通は簡単だから固有法と扱う必要はなさそうだが、

スポーツ固有法の萌芽としてはやはり一つの参考となる。実はスポーツの中にもそれに似たものがある。登山・スキー・ボート・ヨットなどのいわゆる克服スポーツや、簡単なゲームのインフォーマル・スポーツのたぐい、あるいはウォーキング・ジョギング・体操・ハイキングなど、個人スポーツ・市民スポーツ・社会スポーツなどと言われるものである。一人あるいは数人が好きでやるかぎり、厳密なルールも団体協約もなくすむからスポーツ固有法は要らないことが多い。しかしそのスポーツの象徴性をめざしたりスポーツ活動の準備だったりするとそれぞれのルールに従うことになるからスポーツ固有法が間接的に働くし、まして多人数でとなると明示のルールと団体協約が必要となって固有法が直接的に働くことになる。

そこでスポーツ法学の特殊な焦点が明らかとなる。まずスポーツそのものに内在しているルールとこれを社会的行事として実行させる団体協約とをスポーツ固有法として取り出しその体系と理論を解明すること、そして他方でこれをバックアップすべき国家法がどう

あってどうあるべきかを説明することである。関連して、事故紛争の予防処理方策、スポーツ立法論、等々大事なテーマも出てくる。

ところがその達成には難問が多々、さしあたりでも二つ気がつく。一つはスポーツ法とくに固有法が材料が無数にあるのに全貌がわかっていないから、これを集めて整理することである。おまけに、これをただ集めればいいのではなく、スポーツの中にも固有法を持っていないあるいは不確かなものもあってその選別が要るから、余計に難しい。反対に、スポーツであるかないかを問わず同類あるいは参考資料のルールを持つものもあるから、それらも正確に見つけてそのスポーツ固有法との異同を解明しなければならぬ。しかしそれこそや甲斐あるフロンティアに違いない。

とすると次の難問、そもそも法概念は何なのかという前提問題のあることがわかる。これは面倒な大問題であったかが一特殊法学が出しゃばるところではないと遠慮したくもなろう。しかし実は法学の二一世紀に向けた目標に蠅の斧を振るう使命を持たされて

いるからこそこの特殊法学が叫ばれた次第だから、簡単に逃げだすわけにはゆかない。目標とはボストモダン法学の確立である。勿論その結果は、同様に叫ばれている他の特殊法学との共同の成果として得られるので一特殊法学だけではどうこうできるものではない。けれどもそれだけに、スポーツ法学もその受け持ちの範囲内で役割を果たすことを世界の法学界から期待されている。国家法からにせよ固有法からにせよスポーツ法に斧を振るう学者の個々の努力の積み重ねがその結果に貢献するはずである。

(千葉正士 記)

第二回理事会議事要録

九五年四月二二日 早稲田大学

主席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原監事、鈴木・中村・日野事務局員
冒頭に現時点での会員数が一三七名であることが報告され、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、山田良樹氏(日本体育大学)、富田幸博氏(日本体育大学)、徐相玉氏(中央大学大学院)、中田誠氏(富士ゼロッ

クス)、林辰政氏(淑徳文化専門学校)、森山剛一氏(東京女子体育大学)、朝倉正昭氏(国士館大学)の入会を了承した。

次に「第三回大会の集中テーマに関する件」では、「スポーツをめぐる契約の諸問題」とすることに決定した。

続いて「部会研究会に関する件」では、プロスポーツの契約問題等を取り上げ、三部会合同のシンポジウム形式で開催することとし、提言者の人選については、正副会長、事務局長、部会座長で原案を作成し、次回理事会に報告し、了承を得ることになった。

さらに「年報に関する件」では、森川年報委員長代行から、現在までの進捗状況の報告と、原稿を依頼する方々についての提案があり、これを了承した。

最後に「その他」では、小笠原座長より、第一回スポーツ基本法研究専門委員会での発表者の紹介があり、また、千葉会長から千葉・濱野を中心として、会員の協力を得ながら、「スポーツ法学入門」を刊行したいとの報告があった後、次回理事会を六月三日(土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

第三回理事会議事要録

九五年六月三日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原

監事、小林・鈴木・中村事務局員

冒頭に現時点での会員数が一四四名であることが報告され、議事に入った。

まず「新入会員に関する件」では、野中ルミ子氏(東京女子体育大学研究生)、山口政信氏(明治大学)、中山幸二氏(神奈川大学)、矢野博氏(神奈川大学)、山火正則氏(神奈川大学)の入会を了承した。

次に「部会研究会に関する件」では、テーマを大会と同じく「スポーツをめぐる契約の諸問題」とすることとし、提言をお願いする方々を決定した。

続いて「第三回大会に関する件」では、午前中に自由研究発表、午後には総会、基調講演、シンポジウムを行うことと、大会終了後に懇親会を開くことを決め、シンポジウムの提言者と基調講演をお願いする方々については、正副会長、事務局長、部会座長で原案を作成し、次回理事会に諮ることとした。最後に「その他」では、「スポーツ法学入門」の進捗状況について報告があり、意見を交わした後、次回理事会を七月二二日(土)一二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

編集後記

来る七月二二日(土)午後二時から、早稲田大学戸山キャンパス内の体育館二階会議室において、三部会の合同研究会が行われます。会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。(K)